

令和4年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（R4.12.16現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M002-00	313002720	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（大白歯））	5	新又は現点数/点数等	76.00	77.00	【令和5年1月診療分から適用】 令和4年11月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313010920	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（インレー（複雑なもの）））	5	新又は現点数/点数等	1043.00	1040.00	〃
M010-00	313011020	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（4分の3冠））	5	新又は現点数/点数等	1304.00	1300.00	〃
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	446.00	418.00	〃
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	825.00	774.00	〃
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	1038.00	974.00	〃
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	1306.00	1225.00	〃
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	304.00	285.00	〃
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	604.00	566.00	〃
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（4分の3冠）））	5	新又は現点数/点数等	746.00	700.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	746.00	700.00	【令和5年1月診療分から適用】 令和4年11月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313011920	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	935.00	877.00	〃
M010-00	313013420	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	28.00	29.00	〃
M010-03	313037020	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（前歯）	5	新又は現点数/点数等	746.00	700.00	〃
M010-03	313037120	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（小臼歯）	5	新又は現点数/点数等	746.00	700.00	〃
M010-03	313037220	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（大臼歯）	5	新又は現点数/点数等	1038.00	974.00	〃
M010-04	313037620	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（大臼歯）	5	新又は現点数/点数等	446.00	418.00	〃
M010-04	313037720	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数/点数等	304.00	285.00	〃
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合）	5	新又は現点数/点数等	1165.00	1092.00	〃
M011-00	313014320	レジン前装金属冠（1歯につき）（銀合金を用いた場合）	5	新又は現点数/点数等	98.00	99.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M017-00	313015720	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1504.00	1411.00	【令和5年1月診療分から適用】 令和4年11月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M017-00	313015820	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1133.00	1062.00	〃
M017-00	313016420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（前歯）））	5	新又は現点数/点数等	904.00	848.00	〃
M017-00	313031920	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1133.00	1062.00	〃
M017-00	313032020	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1504.00	1411.00	〃
M017-00	313016520	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（前歯）））	5	新又は現点数/点数等	62.00	63.00	〃
M017-00	313032120	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	62.00	63.00	〃
M017-00	313032220	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	62.00	63.00	〃
M020-00	313018420	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤（大・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1352.00	1348.00	〃
M020-00	313018520	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤（犬歯・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1100.00	1096.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313018620	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1100.00	1096.00	【令和5年1月診療分から適用】 令和4年11月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M020-00	313018720	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	844.00	842.00	〃
M020-00	313018820	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	新又は現点数/点数等	650.00	648.00	〃
M020-00	313018920	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（大・小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	1202.00	1128.00	〃
M020-00	313019020	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	940.00	882.00	〃
M020-00	313019120	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	825.00	774.00	〃
M020-00	313019220	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	718.00	673.00	〃
M020-00	313019320	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	新又は現点数/点数等	666.00	624.00	〃
M021-00	313019920	線鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤））	5	新又は現点数/点数等	647.00	645.00	〃
M021-00	313020020	線鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）））	5	新又は現点数/点数等	500.00	498.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	新又は現点数/点数等	333.00	312.00	【令和5年1月診療分から適用】 令和4年11月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小臼歯））	5	新又は現点数/点数等	359.00	337.00	〃
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大臼歯））	5	新又は現点数/点数等	413.00	387.00	〃
M021-03	313038720	磁性アタッチメント（1個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（1歯につき））（金銀パラジウム合金（金12%以上））（大臼歯）	5	新又は現点数/点数等	825.00	774.00	〃
M021-03	313038820	磁性アタッチメント（1個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（1歯につき））（金銀パラジウム合金（金12%以上））（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数/点数等	604.00	566.00	〃
M021-03	313039020	磁性アタッチメント（1個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（1歯につき））（銀合金）（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数/点数等	28.00	29.00	〃
M023-00	313020620	バー（1個につき）（鑄造バー（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	新又は現点数/点数等	1927.00	1808.00	〃